

羽曳野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例

(平成 17 年羽曳野市条例第 30 号) <抜粋>

(指定管理者選定等委員会)

第 6 条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者の行った指定管理業務の評価等についての審査、審議等を行うため、委員会を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。